

審 査 基 準

A - a - 17
令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184)
備 考： 「風営適正化法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。 「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第 1 号）を指す。